

令和7年度川崎区ソーシャルデザインセンター事業事務局業務委託仕様書

1 目的

川崎区では、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31年3月策定）（以下「基本的考え方」という。）に基づき、市民一人ひとりが多様なつながりをつくり誰もが認められる暮らしやすい地域社会の実現に向けて、「川崎区ソーシャルデザインセンター事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、地域で活動する団体と川崎区役所が協働で取り組む「川崎区ソーシャルデザインセンター事業」（以下「区SDC事業」という。）を実施する。

区SDC事業は、事務局、SDC連携メンバー（※）によるネットワークを構成し、実施するものであるが、当該業務は、そのうちの事務局業務に関するものである。

受託者は、この仕様書及び契約書に基づき、監督員（川崎区役所企画課職員）の指示に従い業務を遂行する。

※令和7年4月1日から、コアメンバーとサポートメンバーが統合しSDC連携メンバーとなる予定（要綱は4月1日施行で改定済）。

2 業務内容

次のとおり、区SDC事業の事務局に関する業務を行う。なお、特に記載がない限り、業務の実施に伴う費用は、委託費に含むものとする。

【全体管理】

（1）SDC連携メンバーの登録業務（要綱第7条関係）

要綱第9条に基づき、要綱第7条に定める登録業務を行うもの。「SDC連携メンバー登録申請書」要綱別紙様式又は受託者が作成する同内容のフォーム等により申請のあったものについて、内容確認（記載漏れ等）のうえ、SDC連携メンバーの登録（令和6年度実績16件）を行う。登録後、市へ報告するとともに、一覧資料の作成を行う。

（2）事務局運営用ツールの契約及び管理

オンラインストレージ（Google 2TBプラン）その他事務局運営に必要なツールの契約手続きや、管理、活用業務を行う。

（3）問合せ対応

区SDC事業全体に関する問い合わせフォームを作成し、運用する。

【活動支援】

（4）川崎区地域活動助成金の申請受付等

川崎区地域活動助成金について、申請書及び報告書を受領し、内容確認（記入漏れや誤記の有無等の確認）を行ったうえで、区役所に送付する。（市への送付手続きは月単位を予定。令和6年度の受付実績13件。）なお、助成金の交付決定及び支払い手続きについては、市が行う

ものとする。

【連携活性化】

(5) SDC関係団体の交流会及び出会いの場イベントの実施

ア 回数及び実施時期

交流会は年4回程度実施する。出会いの場イベントは、年1～2回程度実施する。

日程については、いずれもSDC連携メンバーと適宜調整のうえ、決定するものとする。なお、交流会のうち1回は2月頃に開催を予定している「いきいきかわさき区提案事業」の発表会（当該年度に提案事業を行った団体がその実施結果について発表する会）と併せて実施することも可能とする。

イ 開催方法

原則として対面開催とする。

ウ 内容等

交流会については、SDC連携メンバー同士が交流し、互いを知ることができるものとする。出会いの場イベントについては、交流会参加メンバーに加えて区内で活動する団体等様々な団体・個人が交流でき、新たなつながりが生まれるような内容とすること。

エ 開催記録

概ね開催後2週間頃までに作成し、区へ送付する。内容は、開催概要、参加者、当日写真等とする。

オ 費用負担

SDC連携メンバーの参加に伴う費用は、各団体等が負担するものとする。

【広報】

(6) 区SDC事業に関する広報

ア SNS等による広報

区SDCのアカウントがあるSNS（Instagram 及びピアッツァ）の管理を行い、定期的に（月3～4回程度）投稿を行う。SDC連携メンバーが実施するイベント等についても、区SDCのアカウントがあるSNSからの投稿を事務局又は各メンバーが行う。

イ チラシ等データの作成

区SDC事業に関するチラシ等データを作成する。

ウ 効果的な広報の実施

より多くの区民に区SDC事業を認知してもらえよう、効果的な広報を行うものとする。

【事業実施関係】

(7) 今後の区SDC事業に関する提言等

本事業を行う中で、改善点等に気づいた場合は、適宜報告する。また、次年度以降の区SDC事業実施に向けて見直すべき点等について、提言すること。

(8) 打合せの実施

本事業を進めるにあたり、必要に応じて打合せを行うこと。時期や打合せ内容については、適宜相談すること。

(9) 本業務に関する事業実施報告

事業実施報告にあたり、次の資料を提出するものとする。(様式は任意とする。)

- ・SDC連携メンバー登録一覧((1) 関係)
- ・交流会等摘録((5) エ関係)
- ・今後の区SDC事業に関する提言((7) 関係)

(10) その他

ア 著作権

チラシ等の成果物の著作権等は川崎市に帰属するものとする。また、市は、成果物の全てについて、業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。

イ 不適合責任

業務完了検査の結果、成果物不適合が発見された場合は、受託者は、市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

ウ その他

本仕様書に定めのない事項や不明な点がある場合は、都度川崎区役所企画課と協議の上決定することとする。

3 履行期間

契約日から令和8年3月31日(月)まで

4 履行場所

川崎区内及びその他必要な場所